

医療費助成の対象を本年10月から 中学生、高校生等まで拡大します

花巻市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、現在医療費を助成している乳幼児医療費、小学生医療費、ひとり親家庭医療費、重度心身障がい者医療費、心身障がい児医療費に加えて、平成30年10月1日から新たに中学生、高校生等医療費助成事業を開始いたします。

1 対象者

- 中学生医療費助成事業
花巻市に住所を有する中学生
(12歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの人)
- 高校生等医療費助成事業
花巻市に住所を有する高校生等
(15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの人)

2 所得制限

保護者の年収から給与所得控除額や社会保険料控除額など、一定の控除を差し引いた金額が、下表の限度額を超えている場合は対象外となります。共働きの場合は個々の所得を比較し、高いほうの所得で判定します。

(単位:万円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	以下、扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円が増額されます。
限度額	272	310	348	386	

※老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円が限度額に加算されます

例) 父: 年収568万円、母: 年収523万円、子供: 中学生1人、小学生2人の世帯の場合

- ①両親それぞれの年収から給与所得控除→父: 392万円、母: 363万円
- ②更に社会保険料を控除(一律8万)→父: 384万円、母: 355万円となり、額の高い384万円で判定
- ③扶養親族が3人→限度額386万>384万となるため、小学生・中学生それぞれの医療費助成の受給資格が認められる

3 助成内容

医療機関などの窓口でいったん医療費の自己負担金を支払っていただきますが、診療月の2か月後に自己負担金の全額又は一部をお支払いいたします。ただし、入院時の食事代や文書料、予防接種、健康診断などの医療保険の対象とならない費用は助成対象に含まれません。助成する金額は以下のとおりです。

助成金額: 自己負担金から、医療機関ごとひと月につき、入院外750円、入院2,500円を控除した額を助成
ただし、保護者の方が市民税非課税である場合は、自己負担金を全額助成

4 受給者証の交付手続き

助成を受けるためには、医療費受給者証が必要となります(医療機関で示す必要があります)。申請書と返信用封筒を8月初旬に対象者の保護者宛てに送付しますので、必要事項を記入の上、申請書を返信いただきます。申請書を受領後、所得制限額等の受給資格を確認し、対象となる方には9月中旬に受給者証を送付いたします。

5 その他

○子どもの医療費助成の実施状況

花巻市では現在、小学生までを対象とした医療費助成を実施しています。平成25年10月から開始した「小学生医療費助成」は今年10月から開始する「中学生医療費助成」及び「高校生等医療費助成」と同額の所得制限と助成内容となっています。また、就学前児童を対象とする「乳幼児医療費助成」は、平成27年8月に所得制限を撤廃、更に医療費(自己負担金)の全額を助成することとし、医療費の無料化を実現しています。